

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学している者</p> <p>ア 国立又は公立の場合 月額<u>32,000円</u></p> <p>イ 私立の場合 月額<u>36,000円</u></p> <p>(2) 第2条第2号エに掲げる看護職員養成施設に在学している者</p> <p>ア 国立又は公立の場合 月額<u>15,000円</u></p> <p>イ 私立の場合 月額<u>21,000円</u></p> <p>(3) 大学院修士課程に在学している者 月額<u>83,000円</u></p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>(1) 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学している者</p> <p>ア 国立又は公立の場合 月額<u>51,000円</u></p> <p>イ 私立の場合 月額<u>60,000円</u></p> <p>(2) 第2条第2号エに掲げる看護職員養成施設に在学している者</p> <p>ア 国立又は公立の場合 月額<u>23,000円</u></p> <p>イ 私立の場合 月額<u>35,000円</u></p> <p>(3) 大学院修士課程に在学している者 月額<u>88,000円</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。